

羽田空港高さ制限回答システム操作説明書

●高さ制限の照会方法

以下のステップ①～⑤の手順で、制限高を記載した地図を印刷することができます。

①住所を入力します。

住所：

[詳細地図表示](#)

地図 航空写真

①照会先の住所を入力してください。

ここに住所を入力しない状態で地図をクリックしても反応しません。

ステップ①



羽田空港高さ制限回答システム操作説明書

ステップ②

②詳細地図表示ボタンをクリックします。



羽田空港高さ制限回答システム操作説明書

③物件等を設置する予定箇所（マーカー付近）をクリックして下さい。

住所：東京都千代田区霞が関2-1-3

詳細地図表示

③ここをクリックしてください。



※ステップ①で入力した照会地の住所と一致しない場所が示されている場合には 地図上で照会地を特定してクリックしてください。

ステップ③

羽田空港高さ制限回答システム操作説明書

ステップ④

④ 建築予定箇所内で、最も空港に近い地点をクリックしてください。

住所：

[詳細地図表示](#)



※ 制限高さは、空港に近いほど低くなります。（別紙参照）

羽田空港高さ制限回答システム操作説明書

ステップ⑤

⑤照会の結果が表示されます。

住所：

[詳細地図表示](#)



※クリックした地点の住所、照会結果が表示されます。

- ◆照会地：日本、〒100-0013 東京都千代田区霞が関2丁目1-2
- ◆制限表面の種類：円錐表面
- ◆制限高（標高）：約248m
[建築等可能高 = 制限高 - 照会地の地盤の高さ（標高）]

東京国際空港の制限表面に係る照会地点の結果は以上のとおりです。

注意事項は必ずご確認ください

羽田空港高さ制限回答システム操作説明書

●制限表面の範囲外について

照会された住所が、羽田空港の高さ制限区域の範囲外の場合もありますが、他空港で定められた高さ制限に抵触する場合がございますので、該当する可能性のある近隣の空港に直接お問い合わせください。

- ◆照会地：日本、〒102-0074 東京都千代田区九段南1丁目1-15 九段第2合同庁舎
- ◆制限表面の種類：範囲外

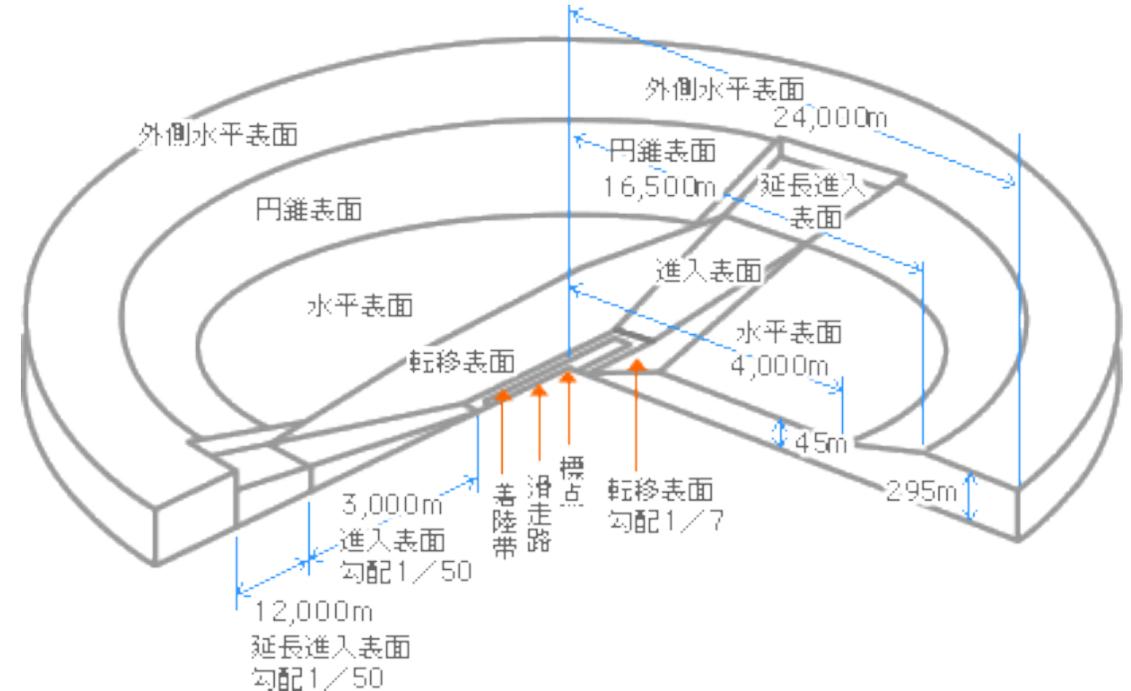
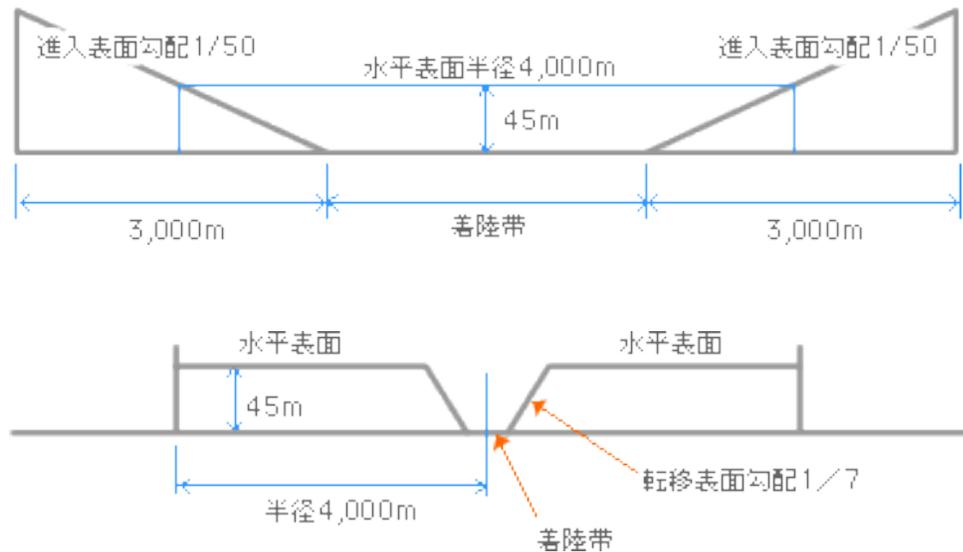
●再照会について

別地点の制限高を照会する場合は、入力した住所を消去して、再度照会する住所を入力してください。その後の手順は、通常の照会方法と同じ手順となります。

高さ制限について（参考）

●しんにゆうひょうめん 空港の周辺には進入表面や円錐表面といった制限表面が設定されており、えんすいひょうめん 航空法 49条で「進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る高さの建造物。植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない（一部省略）。」と定められています。

制限表面は、その種類によって水平な部分もありますが、概ね以下の図のように空港中心から外側に向けて制限高が高くなります。



★詳細な制限表面概略図は下記サイトよりご確認ください。

<https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/restriction/02.html>